

## 第2節 赤城試案と愛知提案

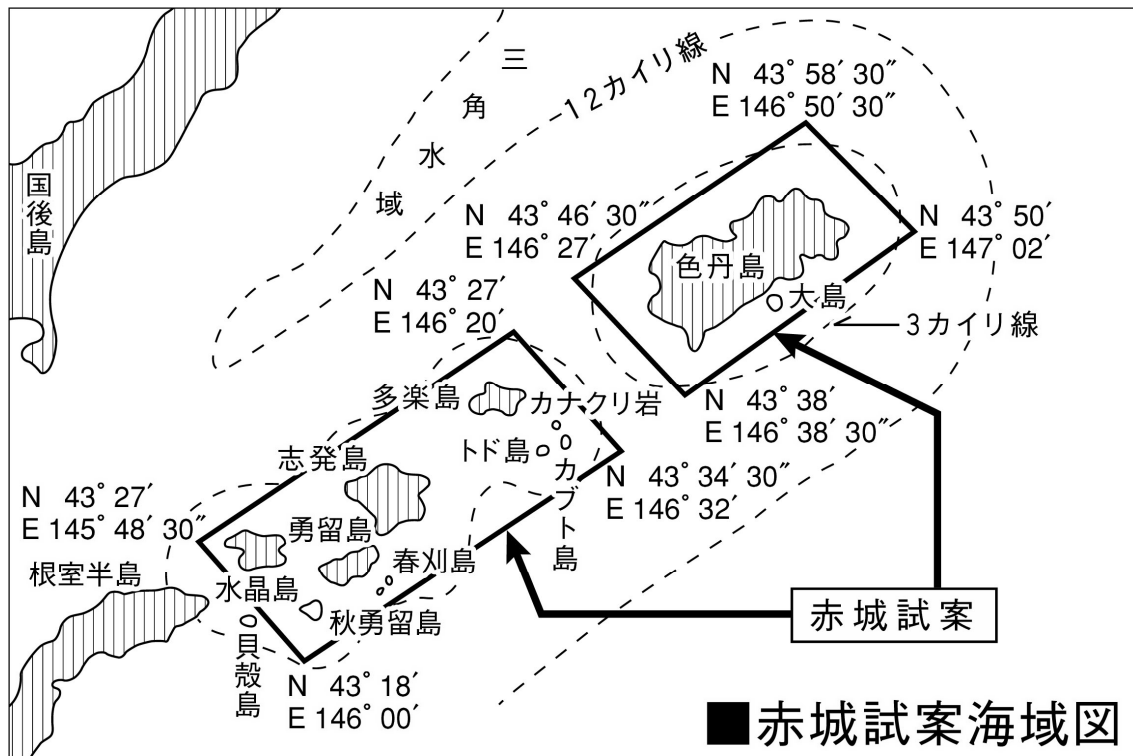
### 水域を狭めた赤城試案

貝殻島周辺コンブ漁の実現に続き、ソ連は1963年8月22日、最高幹部会の恩赦に関する決定として抑留中の日本人漁船員全員の釈放を発表した。日ソ友好ムードが盛り上がり、安全操業の拡大に期待が高まった。道水産会の要請を受け、政府も交渉再開に向け動き出す。

先に記述したとおり、日本政府は57年8月、日本政府が許可書を発行し、40トン以下の漁船が歯舞、色丹、国後で囲まれる三角水域の沿岸1カイリまで、その他は3カイリまでの範囲で操業するなどの具体的な提案を出した。しかし、これは翌58年2月、「平和条約が結ばれなければ、安全操業の交渉には応じられない」と拒否されていた<sup>25</sup>。

交渉が動き出すのは、65年に入ってからだった。赤城宗徳農林相は同年5月2日から8日にかけて、イシコフ国家漁業委員会議長の招きでモスクワを訪問、安全操業に関するいわゆる「赤城試案」を提示した。アレクセイ・コスイギン首相との間で7日に調印した共同コミュニケに「日本側の見解と希望を検討することに同意する」と明記された<sup>26</sup>。

赤城試案は(1)操業水域は歯舞諸島、色丹島のそれぞれを長方形で囲み、その外側とする、(2)タラ、スケソウ、カレイ類、ホタテ、カニ、コンブなどを対象とし、周年操業とする、(3)85トン未満の397隻が操業する、(4)協定期間は2年間とし、両国協議のうえ更新できるを骨子としていた<sup>27</sup>。



(根室市・北方領土問題対策協会編『日本の領土：北方領土』、2004年、102頁より)

<sup>25</sup> 『日本の領土：北方領土』106頁。

<sup>26</sup> 『北海タイムス』1970年9月16日；『朝日新聞』1965年5月9日。

<sup>27</sup> 『日本の領土：北方領土』102-103頁。

当初の案とくらべ、操業水域は三角水域から歯舞、色丹周辺に限定しているのが特徴だった。この水域での拿捕事件が多くを占めていたことに加え、零細漁民が多かったからだ。領土問題を考慮したポイントが、長方形で囲んだことだ。日本漁船の操業禁止区域を示すその線は、日本が当時適用していた領海の原則に沿って沿岸3カイリ前後に引かれているが、正確な3カイリではない。仮に、沿岸に沿って正確に3カイリの線を引いた場合、日本が両島の領有権を放棄した、と見なされることを避けた。また、複雑な線を引くと、境界付近で拿捕事件などトラブルが頻発することが予想されたためでもあった<sup>28</sup>。

この案は、赤城の訪ソ前、大水の意見を聞いて水産庁がまとめたものだった。これが実現した場合、年間6億円の水揚げ増が期待できた<sup>29</sup>。

### ソ連漁船の日本寄港を要求

これに対し、イシコフ漁業相は66年6月21、22の両日、東京・外務省で行われた坂田英一農林相、赤城自民党政調会長との会談で、(1) 赤城試案の目的とする沿岸3カイリまでの操業拡大を認めることは、領海12カイリをとるソ連としては領土を縮めることになり、簡単にはできない。ただ、水晶島、貝殻島周辺では貝殻島コンブ方式で認めることはできる、(2) その条件として、三陸沿岸および東シナ海に面する九州の各1港へソ連漁船の寄港を認めると対案を示した。(1) についていえば、操業水域は大幅に縮小されたが、安全操業の交渉のテーブルにソ連が乗ったということは、大きな前進だった。しかし、(2) について言えば、日本側には受け入れられない条件だ<sup>30</sup>。

ソ連側が寄港を求めたのは、いずれも漁船から母船または輸送船への漁獲物の転載、仲積みをするためだ。ソ連側は三陸沖ではサンマを宮古港か釜石港で、九州ではアジ、サバを長崎港か下関港で、と想定しているとみられた<sup>31</sup>。

ソ連はこの年(66年)からスタートする新経済5カ年計画の一環として策定した、新たな漁業5カ年計画で漁獲量を500万トン台から、900万トン台へ引き揚げようとしていた<sup>32</sup>。

この問題は、7月25、26の両日、東京の外務省で行われた椎名悦三郎とグロムイコの日ソ外相会談に引き継がれ、政府間交渉を継続することで合意した。この中で、グロムイコ外相は「安全操業については、ソ連漁船の日本への寄港など相互主義の建前を考慮してほしい」と述べ、あらためて、見返りとして寄港問題を提起した<sup>33</sup>。

このソ連漁船の寄港に、日本の水産業界は強い拒絶反応を示した。ソ連は漁船が獲った水産物を母船や輸送船に積み替える「仲積み」を理由にしているが、その後、どこまで発展するかわからない。ソ連はすでに、三陸沖のサンマ、北海道周辺のイカなどに進出して、沿岸漁民は脅威を感じている。九州の港の利用を許せば、東シナ海のアジ、サバにもソ連船の操業が拡大し、この海域の資源枯渇に拍車を掛けることは間違いない。それに、ソ連漁船の寄港を認めると、韓国など他国の漁船の受け入れも拒否できなくなる。

<sup>28</sup> 同上。

<sup>29</sup> 『北海道新聞』1965年6月5日。

<sup>30</sup> 『朝日新聞』1966年6月21日；6月22日。

<sup>31</sup> 『朝日新聞』1966年6月26日。

<sup>32</sup> 『北海道新聞』1966年6月30日。

<sup>33</sup> 『朝日新聞』1966年7月27日。

こうした危機感を背景に、大日本水産会は8月12日、「安全操業とソ連漁船の寄港はまったく個別の問題である」として、ソ連漁船の寄港に反対する決議をした<sup>34</sup>。

こうした声を受け、日本政府はソ連漁船の寄港を認めることはできないと判断。その代替措置として打ち出したのが、入漁料の支払いだった。

赤城は翌67年5月、漁獲量の一定量をソ連側に支払うという代替案をまとめ、ソ連側に打診したが、ソ連側はあくまでソ連漁船の寄港を求めた。ソ連側の姿勢は硬かった<sup>35</sup>。

## 続く悲劇

安全操業をめぐる交渉が停滞していた間、北方四島水域では相変わらず悲劇が続いていた。

66年5月8日午前10時ごろ、根室管内羅臼町のスケソウ流し網漁船「第11進洋丸」（19トン：小林広生船長ら8人）が、根室海峡の出口付近にあたる国後島西岸の中ノ沢沖で操業中、ソ連警備艇の追跡を受け、船尾に追突された。航行不能となった進洋丸はソ連警備艇にえい航されたが、その最中にロープが切れて、転覆した。乗組員8人は板切れにつかまって救助を待った。ソ連船はすぐ目の前にいる。ところが、救助された乗組員は2人だけだった。それまで約1時間。残る6人は声を交わすこともなく、海中に消えて行った。

この経緯は事件から5日後の13日、救助された2人が釈放されて、明らかになった。ソ連側に拿捕されている、とばかり考えていた地元の漁協、家族らは大きなショックを受けた。日本側の問い合わせに対し、ソ連外務省は翌14日、在モスクワ日本大使館に「日本漁船はソ連領海2カイリの海域で不法操業を行い、ソ連警備艇の追跡を受けて逃走中に荒天と強風で沈没、救助につとめたが、6人は行方不明になった」と通報した。

当時、ソ連は領海12カイリを主張していたが、根室海峡では例外的に沿岸3カイリまで、日本漁船の操業を認めていた。ソ連の通告は、進洋丸の操業場を「領海2カイリ」としていたが、救助され、釈放された2人は「3.2–3.5カイリの海上」と証言した。しかも、ソ連側の通告は沈没の原因を「荒天と強風」とし、警備艇が追突したことには触れていなかった。もちろん、日本側への救助・捜索要請もなかった<sup>36</sup>。

それから2年4カ月後の68年9月28日午前、今度は択捉島沖でタラハえ縄漁船3隻がソ連警備艇の追跡を受け、このうち2隻が拿捕されたうえ、警備艇から信号弾を受けて、ひとりがけがをする事件も発生している<sup>37</sup>。

## 挫折した愛知提案

ソ連側の姿勢が軟化するかに見えたのは、翌69年1月だった。中川融駐ソ大使を通して、ソ連側はソ連漁船の寄港に代わる代案を示せば、安全操業の実現に前向きに検討する、と日本側に伝えた。これを受けて、愛知揆一外相は同年9月4日、モスクワでコスイギン首相と会談し、いわゆる愛知提案を示した。その内容は「日本漁船に歯舞、色丹、国後、択捉の沿岸3–12カイリの水域での操業を認めるのであれば、日本は経済協力や漁獲物の一部提供に応じる」というものだった<sup>38</sup>。翌70年4月13日、東京で行われた石倉忠雄農林相とイシ

<sup>34</sup> 『北海道新聞』1966年8月13日。

<sup>35</sup> 『朝日新聞』1967年5月17日。

<sup>36</sup> 『北海道新聞』1966年5月14日；6月1日。

<sup>37</sup> 『北海道新聞』1966年9月29日。

<sup>38</sup> 『北海道新聞』1969年9月6日；10月1日；1970年10月31日。

コフ漁業相との会談で、イシコフは愛知提案に関して、対象となる魚種、「漁獲物の一部提供」について、魚なのかカネなのか具体的な説明を求め、実現に前向きな姿勢を示した<sup>39</sup>。

これを受け、中川駐ソ大使は同年7月14日、その回答となる日本政府案を提示した。その骨子は、(1) 協定期間は3年程度の政府間協定とする、(2) 操業水域は歯舞、色丹、国後、択捉の沿岸3-12カイリ、(3) 操業の見返りとして、ソ連側の管理費に見合う対応措置をとる用意がある、(4) 指導、取り締まりは日本側が実施する、(5) 出漁船は、これまで操業実績があるものを主体とするなど<sup>40</sup>。

そして71年1月11日-15日、モスクワで安全操業に関する初の政府間交渉が行われた。ソ連側首席代表のイシコフ漁業相は冒頭の開会あいさつの中で、この問題を「小クリル島沖合の一定水域で操業するための権利を、日本人漁業者に許可する問題」と述べた。日本側は首をかしげた。クリルとは千島列島のことだが、小クリルという地理的概念は日本側にはない。

日本側が問い合わせると、歯舞、色丹を指すことが分かった。このあいさつ通り、ソ連側は(1) 操業水域は歯舞、色丹二島、しかもその一部とする、(2) 監視、取り締まりはソ連側が行うなどとするソ連案を提示した<sup>41</sup>。

日ソ双方の案は、操業水域で大きな違いがあった。この点について、中川駐ソ大使は2月4日、イシコフ漁業相と会い、操業水域の拡大を求めたが、漁業相は「水域の変更はできない」ときっぱり拒否した。ただ、「水域内の監視方法、その他では話し合うことができる」と述べた<sup>42</sup>。

こうしたソ連側の姿勢を検討した結果、日本政府は水域の拡大でソ連側が譲歩しなければ、交渉再開を日本側から求めないことを確認した<sup>43</sup>。

日本漁船のそれまでの拿捕状況を分析すると、日本案であれば拿捕件数の86%が安全操業水域になるが、歯舞、色丹だけでは38%しか対象にならない。ソ連案は「歯舞、色丹の一部水域」としており、30%を切ることも予想される。したがって、この程度では「人道的な立場での問題解決にはならない」。外務省筋はこう理由を示している<sup>44</sup>。

65年の赤城提案と比べると、69年の愛知提案は操業水域を大幅に拡大している。赤城提案前の政府案に戻った、といってもいい。

安全操業を求めたのは日本側である。その日本が交渉再開を求めない、ということは交渉の終わりを意味していた。たとえ、操業水域の拡大で合意したとしても、管轄権の問題が大きな壁になることは予想できた。

日本政府・外務省は貝殻島コンブ協定のように、ソ連側の取り締まり権を認めることはできなかったはずだ。いずれ、交渉は暗礁に乗り上げていただろう。

安全操業をめぐる初の日ソ政府間交渉は、1回だけで終わった。

<sup>39</sup> 『北海道新聞』1970年4月14日。

<sup>40</sup> 『北海道新聞』1970年4月15日；1971年1月7日。

<sup>41</sup> 『北海道新聞』1971年1月12日；1月17日。

<sup>42</sup> 『北海道新聞』1971年2月5日。

<sup>43</sup> 『北海道新聞』1971年2月8日。

<sup>44</sup> 『北海道新聞』1971年2月5日。